西日本工業大学教職課程規程

最終改正　令和５年４月１日

第１条　この規程は、学則第 35 条第３項の規定に基づいて、定めるものである。

第２条　学則第 35 条第２項の免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の定めるところにより、必要な単位数を修得するとともに、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。

２　教養科目の授業科目、単位数及び種別等は、別表１のとおりとする。

３　教育の基礎的理解に関する科目等の授業科目、単位数及び種別等は別表２のとおりとする。

４　教科及び教科の指導法に関する科目の授業科目、単位数及び種別等は、次のとおりとする。

⑴ 中学校一種免許状（数学）及び高等学校一種免許状（数学）は、別表３のとおりとする。

⑵ 高等学校一種免許状（工業）について、総合システム工学科においては、別表４のとおりとする。また、建築学科においては、別表５のとおりとする。

⑶ 高等学校一種免許状（情報）について、総合システム工学科においては、別表６のとおりとする。また、情報デザイン学科においては、別表７のとおりとする。

５　大学が独自に設定する科目の必要な単位数は、次のとおりとする。

⑴ 中学校一種免許状（数学）は、別表３の選択科目の中から２単位以上修得しなければならない。

⑵ 高等学校一種免許状（数学）は、別表２及び別表３の選択科目の中から 10 単位以上修得しなければならない。

⑶ 高等学校一種免許状（工業）について、総合システム工学科においては、別表４の高等学校一種免許状（工業）として 24 単位を修得するとともに、別表２及び別表４の選択科目の中から 10 単位以上修得しなければならない。また、建築学科においては、別表２及び別表５の選択科目の中から 10 単位以上修得しなければならない。

⑷ 高等学校一種免許状（情報）について、総合システム工学科においては、別表２及び別表６の選択科目の中から２単位以上修得しなければならない。

また、情報デザイン学科においては、別表２及び別表７の選択科目の中から４単位以上修得しなければならない。

第３条　前条に定めるもののほか、中学校一種免許状（数学）を取得するためには、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成９年法律第 90 号）及び小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成９年文部省令第 40 号）に定める介護等の体験を行わなければならない。

第４条　教育の基礎的理解に関する科目等並びに教育職員免許状取得のために開講される教科及び教科の指導法に関する科目は、当該学科の卒業に必要な単位数に算入しない。

第５条　教育の基礎的理解に関する科目等並びに教科及び教科の指導法に関する科目の単位を修得した者は、本人の請求により、修得した授業科目及び単位の証明を求めることができる。

第６条　教育の基礎的理解に関する科目等並びに教育職員免許状取得のために開講される教科及び教科の指導法に関する科目を履修する者は、所定の期間内に別に定める受講料を納入しなければならない。

附　則

１　この規程は、平成 12 年４月１日から改正施行する。ただし、平成 11 年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

２　この規程は、平成 13 年４月１日から改正施行する。ただし、平成 12 年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

３　この規程は、平成 14 年４月１日から改正施行する。ただし、平成 12 年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

４　この規程は、平成15年４月１日から改正施行する。ただし、平成14年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
５　この規程は、平成16年４月１日から改正施行する。ただし、平成15年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
６　この規程は、平成17年４月１日から改正施行する。
７　この規程は、平成18年４月１日から改正施行する。ただし、平成17年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
８　この規程は、平成19年４月１日から改正施行する。ただし、平成18年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
９　この規程は、平成20年４月１日から改正施行する。ただし、平成19年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
10　この規程は、平成21年４月１日から改正施行する。ただし、平成20年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
11　この規程は、平成22年４月１日から改正施行する。ただし、平成21年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
12　この規程は、平成23年４月１日から改正施行する。ただし、平成22年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
13　この規程は、平成25年４月１日から改正施行する。ただし、平成24年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
14　この規程は、平成26年４月１日から改正施行する。ただし、平成25年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
15　この規程は、平成27年４月１日から改正施行する。ただし、平成26年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
16　この規程は、平成28年４月１日から改正施行する。ただし、平成27年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
17　この規程は、平成28年11月17日から改正施行し、平成28年４月１日から適用する。
18　この規程は、平成30年４月１日から改正施行する。ただし、平成29年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
19　この規程は、平成31年４月１日から改正施行する。ただし、平成30年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
20　この規程は、令和２年４月１日から改正施行する。ただし、令和元年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
21　この規程は、令和３年４月１日から改正施行する。ただし、令和２年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
22　この規程は、令和４年４月１日から改正施行する。ただし、令和３年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
23　この規程は、令和５年４月１日から改正施行する。ただし、令和４年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

別表１

教育職員免許法施行規則に規定された科目及び最低修得単位数		本学における授業科目，単位数等																
		科目番号	授業科目	単位数	種別 中数	種別 高数	種別 高工	種別 高情	授業時数 1年 前	授業時数 1年 後	授業時数 2年 前	授業時数 2年 後	授業時数 3年 前	授業時数 3年 後	授業時数 4年 前	授業時数 4年 後	備考
日本国憲法	2	CE106	日本国憲法	2	◎	◎	◎	◎			(2)	(2)					
体育	2	CE103	体育Ⅰ	1	◎	◎	◎	◎			2						
		CE104	体育Ⅱ	1	◎	◎	◎	◎				2					
外国語コミュニケーション	2	CG501	英会話Ⅰ	2	○	○	○	○					2				1科目選択必修
		CG502	英会話Ⅱ	2	○	○	○	○						2			
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	CF102	情報リテラシー	2	○	○	○	○	(2)	(2)							1科目選択必修
		EX117 DX113	データサイエンス入門	2	○	○	○	○		2							

備考

種別欄（中数は中学校一種免許状（数学），高数は高等学校一種免許状（数学），高工は高等学校一種免許状（工業），高情は高等学校一種免許状（情報）の略）は，それぞれの教育職員免許状取得のために必要な科目を示し，◎印は必修，○印は選択必修を示す。

別表２

教育職員免許法施行規則に規定された科目及び最低修得単位数			本学における授業科目，単位数等																	
			科目番号	授業科目	単位数	種別 中数	高数	高工	高情	授業時数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	備考
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	10	CT101	教職概論	2	◎	◎	◎	◎		2							
			CT102	教育学概論	2	◎	◎	◎	◎	2								
			CT103	教育心理学	2	◎	◎	◎	◎	2								
			CT301	教育制度学	2	◎	◎	◎	◎			2						
			CT307	特別支援教育	2	◎	◎	◎	◎			2						
			CT501	教育課程論	2	◎	◎	◎	◎					2				
第四欄	道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目	中学10 高校8	CT517	道徳教育の指導法	2	◎								2				
			CT308	特別活動・総合的な学習の時間の指導法	2	◎	◎	◎	◎				2					
			CT106	教育方法・情報通信技術活用論	2	◎	◎	◎	◎		2							
			CT303	生徒・進路指導論	2	◎	◎	◎	◎			2						
			CT306	教育相談	2	◎	◎	◎	◎				2					
第五欄	教育実践に関する科目	中学5 高校3	CT511	教育実習Ⅰ	2	◎		－	－							(集中)		
			CT512	教育実習Ⅱ	2	◎	◎	◎	◎							(集中)		
			CT513	教育実習指導	1	◎	◎	◎	◎							0.5	0.5	
		2	CT514	教職実践演習（中・高）	2	◎	◎	◎	◎								2	

備考

種別欄（中数は中学校一種免許状（数学），高数は高等学校一種免許状（数学），高工は高等学校一種免許状（工業），高情は高等学校一種免許状（情報）の略）は，それぞれの教育職員免許状取得のために必要な科目を示し，◎印は必修，無印は選択，－印は免許状取得の単位とはならないことを示す。

別表３　総合システム工学科

教育職員免許法施行規則に規定された科目及び最低修得単位数			本学における授業科目，単位数等															
			科目番号	授業科目	単位数	種別 中数	種別 高数	授業時数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	備考
第二欄	代数学	中学28 高校24	EX123	線形代数学ⅠS	2			2								
			EX125	線形代数学ⅡS	2				2							
			EX501	代数学Ⅰ	2	◎	◎					2				
			EX502	代数学Ⅱ	2	◎	◎						2			
	幾何学		EX503	幾何学Ⅰ	2	◎	◎					2				
			EX504	幾何学Ⅱ	2	◎	◎						2			
	解析学		EX127	微分積分学ⅠS	2	◎	◎	2								
			EX129	微分積分学ⅡS	2	◎	◎		2							
			EX315	複素関数論	2	◎	◎				2					
			EX303	常微分方程式	2					2						
	「確率論、統計学」		EX313	統計学S	2					2						
			EX508	確率・統計Ⅰ	2	◎	◎				2					
			EX509	確率・統計Ⅱ	2	◎	◎					2				
	コンピュータ		2E159	基礎プログラミングⅠ	2				2							
			1M159	機械系プログラミング	2				2							
			EX305	数値解析	2	◎	◎				2					
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		CT502	数学科教育法Ⅰ	2	◎	◎			2						
			CT503	数学科教育法Ⅱ	2	◎	◎				2					
			CT504	数学科指導法Ⅰ	2	◎						2				
			CT505	数学科指導法Ⅱ	2	◎							2			

備考

種別欄（中数は中学校一種免許状（数学），高数は高等学校一種免許状（数学）の略）は，それぞれの教育職員免許状取得のために必要な科目を示し，◎印は必修，無印は選択を示す。

別表４　総合システム工学科

<table>
<tr><th colspan="4">教育職員免許法施行規則に規定された科目
及び最低修得単位数</th><th>授　業　科　目</th></tr>
<tr><td rowspan="4">第
二
欄</td><td rowspan="2">工業の関係科目</td><td rowspan="4">24</td><td>必修</td><td>工学概説，工学実験</td></tr>
<tr><td>選択</td><td>基礎物理学Ｓ，物理学，システム工学，非破壊検査概論

ものづくり演習Ⅰ，ものづくり演習Ⅱ，計測工学，機械工作Ⅰ，機械工作Ⅱ，読図，設備保全概説，ＣＡＤⅠ，ＣＡＤⅡ，機械製図演習Ⅰ，デジタルエンジニアリング，材料力学，材料力学演習，機械力学，機械力学演習，電気工学，ＣＡＥ，デジタルものづくり演習，機械保全演習Ⅰ，機械保全演習Ⅱ，機械材料，機械要素Ⅰ，流体力学，流体力学演習，熱力学，熱力学演習，制御工学，機械製図演習Ⅱ，機構学，電子機械工学，機械工学演習，機械設計・製図，シーケンス制御，ロボット工学，機械要素Ⅱ，エルゴノミクス概論，実践プログラミング，加工技術演習，データサイエンス，自動車工学

電子計算機概論，基礎電気回路Ⅰ，基礎電気回路Ⅱ，基礎プログラミング演習，実践電気工学Ⅰ，情報技術Ⅰ，電気基礎実験Ⅰ，電子回路Ⅰ，メカトロニクス，基礎プログラミングⅡ，電気回路Ⅰ，電気磁気学Ⅰ，エネルギー変換，実践電気工学Ⅱ，情報技術Ⅱ，電気基礎実験Ⅱ，電子回路Ⅱ，電気回路Ⅱ，電気磁気学Ⅱ，電力工学，アルゴリズム設計，過渡解析Ⅰ，パワーエレクトロニクス，高電圧工学，電気機器，電力伝送システムⅠ，電気電子工学実験Ⅰ，電気電子材料，ディジタル制御工学，情報工学演習Ⅰ，設計技術基礎Ⅰ，知能制御工学演習Ⅰ，過渡解析Ⅱ，電力伝送システムⅡ，人工知能，電気電子工学実験Ⅱ，知能制御工学演習Ⅱ，情報工学演習Ⅱ，設計技術基礎Ⅱ，電気応用実験，ハードウエア記述言語，電気法規及び施設管理

ＣＧデザイン，ＣＧデザイン演習，ＧＩＳ，ＧＩＳ演習，ＣＡＤ，測量学，測量学演習，測量学実習，土木材料学，構造工学，構造工学演習，地盤工学，地盤工学演習，応用地盤工学，コンクリート構造工学，地域防災学，水理学，水理学演習，土木計画学，環境生態学，環境アセスメント，土木技術と社会，橋梁工学，交通工学，土木工程管理学，河川工学，水処理工学，環境計量学，土木施工学，海岸・港湾工学，廃棄物処理工学，都市・地域計画，土木工学実験Ⅰ，土木工学実験Ⅱ，土木工学設計，データサイエンス演習</td></tr>
<tr><td>職業指導</td><td>必修</td><td>職業指導Ⅰ(CT515・2単位・3年次前期開講)，職業指導Ⅱ(CT516・2単位・3年次後期開講)</td></tr>
<tr><td>各教科の指導法
(情報通信技術の
活用を含む。)</td><td>必修</td><td>工業科教育法Ⅰ(CT506・2単位・3年次前期開講)，工業科教育法Ⅱ(CT507・2単位・3年次後期開講)</td></tr>
</table>

別表５　建築学科

<table>
<tr><th colspan="4">教育職員免許法施行規則に規定された科目
及び最低修得単位数</th><th>授　業　科　目</th></tr>
<tr><td rowspan="4">第
二
欄</td><td rowspan="2">工業の関係科目</td><td rowspan="4">24</td><td>必修</td><td>工学概説，建築製図，建築デザイン基礎，建築力学Ⅰ，建築力学Ⅱ，建築環境工学Ⅰ</td></tr>
<tr><td>選択</td><td>建築構法デザイン，建築計画Ⅰ，建築設計Ⅰ，建築設計Ⅱ，西洋建築史，建築設備Ⅰ，建築施工，日本建築史，建築環境工学Ⅱ，建築計画Ⅱ，建築法規，建築設備Ⅱ，建築力学Ⅰ演習，建築力学Ⅱ演習，建築力学Ⅲ，建築材料実験，建築構造実験，木質構造，鉄筋コンクリート構造，鉄骨構造Ⅰ，鉄骨構造Ⅱ，建築材料概説，都市地域計画，建築測量学演習，空間デザイン，建築材料，近代建築史</td></tr>
<tr><td>職業指導</td><td>必修</td><td>職業指導Ⅰ(CT515・2単位・3年次前期開講)，職業指導Ⅱ(CT516・2単位・3年次後期開講)</td></tr>
<tr><td>各教科の指導法
(情報通信技術の
活用を含む。)</td><td>必修</td><td>工業科教育法Ⅰ(CT506・2単位・3年次前期開講)，工業科教育法Ⅱ(CT507・2単位・3年次後期開講)</td></tr>
</table>

別表６　総合システム工学科

教育職員免許法施行規則に規定された科目及び最低修得単位数			本学における授業科目，単位数等													
			科目番号	授業科目	単位数	種別 高情	授業時数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	備考
第二欄	情報社会・情報倫理	24	EX310	情報メディア論	2	◎				2					
	コンピュータ・情報処理（実習を含む。）		2E371	プログラミング	2	◎				2					
			2E575	ソフトウェア工学	2	◎					2				
			2E560	コンピュータ工学	2	◎					2				
			2E366	制御システム工学	2	◎				2					
			2E364	電気電子計測	2	◎				2					
			2E559	論理設計	2						2				
	情報システム（実習を含む。）		2E553	情報構造	2	◎					2				
			2E581	データベース	2	◎						2			
			2E558	システムソフトウェア	2	◎					2				
	情報通信ネットワーク（実習を含む。）		2E359	コミュニケーション技術	2	◎			2						
			2E576	コンピュータネットワーク	2	◎						2			
			2E551	電子情報通信システムⅠ	2						2				
			2E569	電子情報通信システムⅡ	2							2			
	マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）		2E158	マルチメディア工学	2	◎	2								
			2E154	情報処理応用	2	◎		2							
			2E574	画像処理	2							2			
	情報と職業		CT305	情報と職業	2	◎				2					
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		CT508	情報科教育法Ⅰ	2	◎					2				
			CT509	情報科教育法Ⅱ	2	◎						2			

備考

種別欄の高情は高等学校一種免許状（情報）を示し，◎印は必修，無印は選択を示す。

別表７　情報デザイン学科

教育職員免許法施行規則に規定された科目及び最低修得単位数			本学における授業科目，単位数等													
			科目番号	授業科目	単位数	種別 高情	授業時数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	備考
第二欄	情報社会・情報倫理	24	DX301	メディア文化論	2	◎			2						
			DD101	情報デザイン概論	2			2							
	コンピュータ・情報処理(実習を含む。)		DD104	コンピュータ概論	2	◎		2							
			DD116	プログラミングⅠ	2	◎		2							
			DD326	プログラミングⅡ	2				2						
			DD338	プログラミングⅢ	2					2					
			DD535	プログラミングⅣ	2						2				
	情報システム(実習を含む。)		DD502	データベース論	2	◎				2					
			DD527	情報システム	2	◎					2				
	情報通信ネットワーク(実習を含む。)		DD302	ネットワークとセキュリティ	2	◎			2						
	マルチメディア表現・マルチメディア技術(実習を含む。)		DD117	WebデザインⅠ	2	◎		4							
			DD332	WebデザインⅡ	2	◎			4						
			DD114	写真・映像基礎	2	◎		2							
			DD123	グラフィックデザインⅠ	2	◎		4							
			DD333	映像デザイン	2	◎			2						
			DX304	映像メディア論	2	◎				2					
			DD329	グラフィックデザインⅡ	2				4						
			DD340	デザイン演習Ⅲ	2				4						
			DD341	デザイン演習Ⅳ	2					4					
	情報と職業		CT305	情報と職業	2	◎				2					
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		CT508	情報科教育法Ⅰ	2	◎					2				
			CT509	情報科教育法Ⅱ	2	◎						2			

備考

種別欄の高情は高等学校一種免許状（情報）を示し，◎印は必修，無印は選択を示す。